

水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための 表示等情報提供に関するガイドライン（案）

1. 背景と目的

- 水銀汚染防止法 18 条に基づき、消費者による製品廃棄時の適正分別・排出の確保に資するための水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示等の情報提供の望ましい在り方を解説するものであり、水銀使用製品の製造・輸入事業者がその情報提供を行う上で参考とするものである。
- また、市町村等における水銀使用製品の適正な回収のための措置、行政や廃棄物処理業者等による普及啓発活動とあいまって、消費者による適正分別・排出が促進されることを目的とするものである。
- なお、当該表示等の情報提供は、消費者による製品選択にも効果がある。

2. 対象範囲

- 国内において流通する全ての水銀使用製品に係る製造・輸入事業者
- 消費者への情報提供を対象とする。なお、組込製品に組み込むことを前提に組込製品の製造事業者の販売される場合の、当該組込製品製造事業者への情報提供も対象とする。

3. 用語の定義

本ガイドラインにおける用語の定義は、以下のとおりである。

- 水銀使用製品：法の定義と同様（組込製品を含む。）
- 組込製品：水銀使用製品を部品又は材料として用いて製造された製品
- 情報提供：表示、パンフレット・カタログへの掲載・配布やウェブページへの掲載、販売店での告知等、譲渡先が当該製品に水銀等が使用されていること（水銀等使用）等を認識できるようにすること。
- 表示：製品本体又はそれに付随するもの（添付文書その他の取扱説明書やパッケージ）に、水銀等使用等について記載又はラベル・銘板貼付を行うこと。
- 消費者：水銀使用製品のエンドユーザーであり、当該製品を一般廃棄物として排出する者及び産業廃棄物として排出する者（個人、事業者）
- 既製造品：本ガイドラインの公表日までに製造又は輸入された水銀使用製品

4. 情報提供の在り方

（1）基本方針

- 水銀使用製品の廃棄時における環境汚染を防止すべく、製品からの水銀回収や焼却処理の防止を進めるためには、その廃棄時における適正分別・排出が

必要である。

- 水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示等の情報提供を、水銀使用製品としての取扱いが必要であることが消費者にとって容易に分かりやすい形で行う。なお、消費者にとって容易に分かりやすい形での情報提供は、消費者による製品選択にも効果がある。

＜今後製造される製品の適正分別・回収の促進＞

- 製品廃棄段階で水銀等が使用されていると認識することの容易さの観点では、表示による情報提供が表示以外の方法（パンフレット・カタログへの掲載・配布やウェブページへの掲載、販売店での告知等）よりも優先され、また、表示の中では製品本体表示＞パッケージ表示＞取扱説明書記載の順に優先されるが、以下の水銀使用製品の種類・特性等の状況を考慮して効果が大きいと考えられる情報提供を行うことが適当である。

- ✓ 製品の大きさ・形状、販売・使用形態、水銀含有量

- ✓ 廃棄された水銀使用製品を適正に回収・処理するための市町村等の措置

- ✓ 消費者や組込事業者に廃棄物処理法等を踏まえ求められる取組

- ✓ 情報提供の費用

- ✓ 水銀そのものが容易に見えるか否か

- 本ガイドラインを踏まえ、業界団体によって自主ガイドラインが策定又は改訂された場合は、当該自主ガイドラインに従って情報提供を行うことが望ましい。

- 既製造品に関する情報提供も踏まえつつ、パンフレット・カタログへの掲載・配布やウェブページへの掲載、販売店での告知等について、上述の考慮すべき状況を踏まえて、効果が大きいと考えられるものを併せて行うことが適当である。

＜既製造品の適正分別・回収の促進＞

- 既製造品への表示は困難であることから、表示以外の情報提供を行う。

- 上述の考慮すべき状況や、既製造品の推定量及び今後の見込み等を踏まえ、パンフレット・カタログへの掲載・配布やウェブページへの掲載、販売店での告知等について、効果が大きいと考えられるものを行うことが適当である。

（２）情報提供の内容・方法

水銀使用製品の情報提供は、（１）の基本方針を踏まえ、下記の通り行う。

＜表示＞

- 水銀等の使用を認識すること等により、市町村等の分別・回収ルールその他廃棄物処理法等を踏まえた廃棄の必要性を認識できるものであること。なお、（１）を踏まえた上で、分別・回収の重要性や水銀使用箇所、水銀含有量（重

量、濃度) についての情報も可能な限り含めることが望ましい。パッケージ表示や取扱説明書記載を併せて行うことで、更に表示以外の方法を併せて行うことで、必要な情報提供を補完することも考えられる。

○ 分かりやすい、統一感のあるシンプルなものを用いる。(表示の統一感や効率性の観点からは、海外における表示との整合性も考慮)。

○ 製品廃棄段階で水銀等が使用されていることが容易に認識されることが重要であることから、本体表示を行う際は、製品の廃棄段階まで維持される方法とする。

○ 消費者による製品選択に資するという意味では、販売店店頭で選択される商品については、パッケージ表示の効果は比較的大きいと考えられる。

＜表示以外の情報提供＞

○ 水銀使用製品のうち、使用者が多数であるもの、カタログ・パンフレット及びウェブページにおいて選択されるものへの効果が比較的大きいと考えられる。

○ 水銀使用製品の判別方法、分別・回収の重要性、処分方法に関する情報を含める。カタログ・パンフレットへの掲載・配布、ウェブページへの掲載、販売店での告知等により行う。なお、消費者による製品選択に資するという意味では、製品選択の際に直接目にする情報提供の方法や場所での情報提供の効果は比較的大きい。情報の内容に応じ、カタログ・パンフレット、ウェブページ及び販売店の中から複数活用することも考えられる。

(3) その他

○ 組込製品のうち、組み込まれた水銀使用製品が取り外せないものや、取り外しに特殊工具が必要なものについては、組込製品に関する情報提供を行う。なお、電池等の水銀使用製品が容易に取り外せる形式で組み込まれた組込製品については、当該組み込まれた電池等の水銀使用製品について情報提供を行う。

○ 輸入製品についても、国内製造製品と同様に情報提供を行う。

○ 特に製造・輸入事業者のうち中小企業の割合が高い水銀使用製品に関しては、業界全体での後押しも重要である。

○ 新用途水銀使用製品における表示等の情報提供については、当該新用途水銀使用製品のもたらす人の健康の保護又は生活環境の保全に係る損失を抑制するための対策の一つとして、表示の有無等、当該製品の水銀含有に係る情報提供手法の見通しについても考慮することが適当。なお、含めるべき情報、表示場所等については水銀使用製品の基本的な考え方に準じる。

5. 情報提供の開始時期

- 水銀汚染防止法第 18 条の施行日は平成 28（2016）年 12 月 18 日であるが、情報提供については、当該施行時期に関わらず、順次実施していくことが望ましい。ただし、表示に係る情報提供については、当該規定の施行時期以降、個別の製品等の版の更新時期に合わせて順次実施していく等、効率的・効果的に開始することが望ましい。
- また、業界団体の自主ガイドラインの策定等の取組について、同条施行に当たり、社会的に共有する機会を設けることが望ましい。

6. 今後の検討

- 環境省・経済産業省は、水銀使用製品への水銀等使用に関する表示等の情報提供の状況を、ヒアリングや試買調査を通じて把握するとともに、この結果を踏まえ、必要に応じ、少なくとも同条施行後 5 年以内に、当該ガイドラインを見直す等の措置を取る。
- 環境省・経済産業省は、本ガイドラインの実施等を通じて、水銀使用製品の廃棄時の適正な分別排出・回収にどのような効果があげられているかを検討することとする。

以上